

相続した土地 負債動産

になっていませんか？

✓ 売れない

✓ 使わない

✓ 管理できない

国に帰属させる
という選択肢が
あります！



相続土地国庫帰属制度

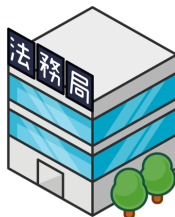
の申請をサポートします。



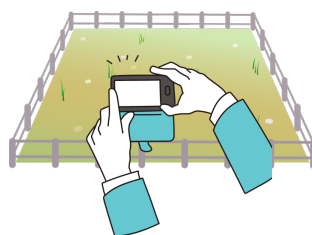
制度利用の
可否確認



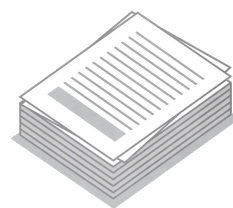
概算費用の
計算



法務局への
事前相談サポート



現地確認



書類収集
申請書作成

相続土地国庫帰属制度とは？

相続などによって取得した土地について、一定の要件を満たす場合に、土地を国庫に帰属させることができる制度です。



すべての土地が対象になるわけではありません。

×建物がある ×境界が不明
×担保権が設定されている など



じょうほう
行政書士事務所

<https://office-joho.com/gyosho/>



お問合せ

城宝行政書士事務所

〒191-0034

東京都日野市落川 1 1 3 2 - 1 - 5 0 4

☎ 0 8 0 - 6 4 6 9 - 3 5 9 8

✉ joho-gyosho@tk2.so-net.ne.jp

行政書士 城寶 悟

ご相談は無料です。

(ご予約制／60分)

お気軽にお問い合わせください。

よくあるご質問



相続した土地なら、必ず国に引き取ってもらえますか？

すべての土地が対象になるわけではありません。
建物がある土地、境界が不明な土地、担保権が付いている土地などは、申請できない場合や承認されない場合があります。



誰が申請できますか？

相続または相続人への遺贈によって土地を取得した方が申請できます。
売買や贈与で取得した土地は、原則としてこの制度の対象ではありません。



費用はかかりますか？

申請時には審査手数料(14,000円)が必要です。
また、承認された場合には、土地の管理費用に相当する負担金を納付する必要があります。負担金は土地の種目や面積などによって変わります。(目安として20万円以上)
専門家に依頼する場合には、その費用がかかります。



誰かに依頼できますか？

弁護士・司法書士・**行政書士**が、申請者本人に代わって申請書の書類作成を代行することができます。
相続した土地の管理でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

